

5月広報事項①

【件名】

5月は自動車税種別割の納期です

【内容】

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。令和3年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月6日（木）に発送します。5月31日（月）までにお納めください。

東京都の自動車税種別割は、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット（モバイル）バンキングやクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください。

5月は自動車税種別割の納期です

令和3年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月6日（木）に発送します。

5月31日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞



※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※金融機関・郵便局のペイジー（ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。
詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。



※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。
※納付書1枚あたりの合計金額が100万円未満の納税通知書・納付書に限りです。

都税クレジットカードお支払サイト



スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付できます。利用できるアプリは主税局ホームページをご覧ください。
※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。（アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。
詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

車検時に納税証明書の提示を省略できます。

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。
(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大 10 日程度かかります。)

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日 9 時～17 時)

詳しくは、東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)
の「税金の支払い」をご覧ください。

東京都 主税局

検索 

5月広報事項②

【件名】

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税種別割の減免申請はお済みですか？

【内容】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。減免を受けるためには、納期限の5月31日（月）まで（新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内）に申請が必要です。減免申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所のいずれかへ申請してください。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税種別割の **減免申請** はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

＜申請場所＞都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所

＜申請期限＞納期限（令和3年5月31日（月））

*新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期限間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

＜必要書類＞

①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証（コピーの場合は表裏両面）

*障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～③に加え、

④所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

*生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～④に加え、

⑤「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

※新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に申請が困難な場合は、ご相談ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土日・休日・年末年始を除く。）

5月広報事項③

【件名】

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

【内容】

継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

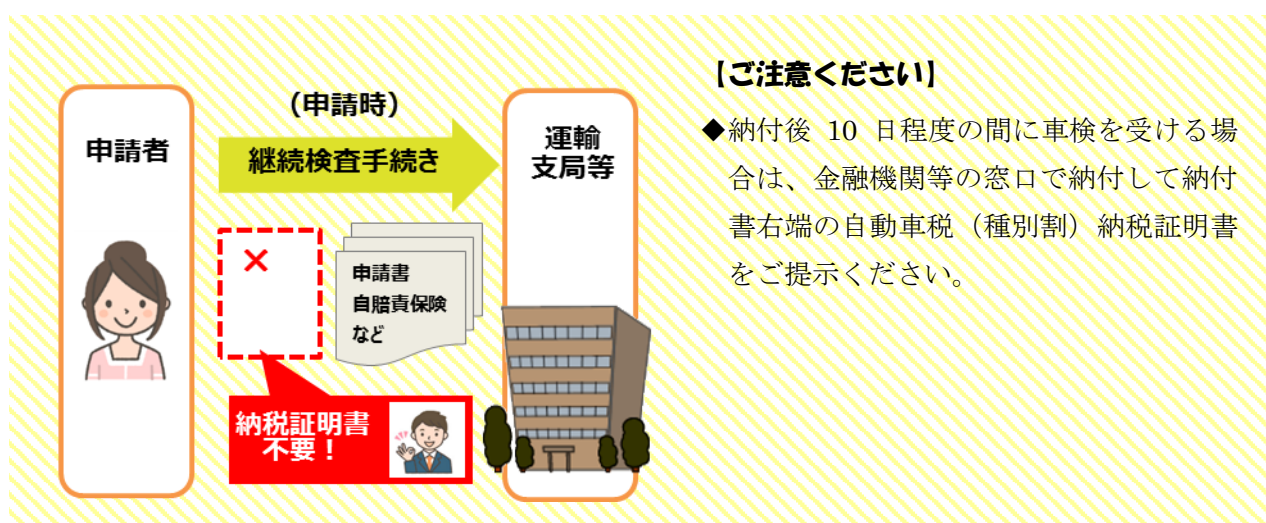
ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



5月広報事項④

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（１）及び（２）に掲げる内国法人をいいます。

- （１） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が
1億円を超える法人
- （２） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書
及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索



●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

5月広報事項⑤

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。（1）の場合には「固定資産税減免申請書」、（2）の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑥

【件名】

● **e L T A X 電子納税が大変便利です**

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X 電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



5月広報事項⑦

【件名】

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要 件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること

■令和2年4月30日から令和3年3月31日（※）までに取得した資産が特例対象となります。

※ 生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め2年延長の見込みです。

お問合せ先

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ 生産性革命

検索

事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班

5月広報事項⑧

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

令和3年10月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

5月広報事項⑨

【件名】

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください。

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、

来所不要な手続をご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続 例えば ...

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング
（・モバイルバンキング）
- ✓ クレジット納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索

5 月広報事項⑩

【件名】

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました（ZEV導入促進税制）

【内容】

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から 5 年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5 年間延長します。対象は令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものとなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV 導入促進税制」に変更されます。

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から 5 年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5 年間延長します。対象は令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものとなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV 導入促進税制」に変更されます。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
- プラグインハイブリッド自動車(PHV)
- 燃料電池自動車(FCV)



= ゼロエミッションビークル

(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日 9 時～17 時）



5月広報事項⑪

【件名】

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

【内容】

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。

◆令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%以上達成※	
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%以上達成※	
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%以上達成※	1%
上記以外	3%

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

軽減後
の税率



登録車 (新車・中古車)
非課税
1%
2%

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日9時～17時）



5月広報事項⑫

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
適用期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091